

日本におけるセックスワーカーの 実態と必要な支援

—他国の調査結果を踏まえて—

SWASH

げいまきまき

2026年4月7日

SWASHの活動①

- SWASH: Sex Work and Sexual Health
- 1999年より活動開始
- セックスワーカーの健康と安全
- 性感染症対策に重点
- 当事者目線の支援の必要性



<https://swashweb.net/>

SWASHの活動②

- 当事者の声を把握するための調査研究
- セックスワークを続けたい人には安全に続けられるようサポート、やめたい人には辞めるためのサポートを、電話相談や相談カフェなどを実施
- 性感染症予防のためのアウトリーチ活動



報告の概要

1. セックスワーカーの実態

- 当事者の属性、仕事をする動機、仕事の捉え方
- 個人売春、店舗所属双方のワーカーの違い

2. 他国の取り組みとその結果

- 犯罪化を実施した国（インドネシア・フランス）
- 公衆衛生上の懸念：コロナ禍の日本をモデルケースとして
- 非犯罪化を実施した国（ニュージーランド）

*本報告でのセックスワークとは、成人間の合意に基づく行為のみを指す

国内セックスワーカーの実態調査

- ①2000年：風俗嬢意識調査 ⇒要友紀子・水島希編『風俗嬢意識調査 126人の職業意識』
(ポット出版、2005年)
- ②2009-2010年：性風俗に係る人々のHIV感染予防・介入手法に関する研究 女性セックスワーカーの意識・行動調査(研究代表 塩野徳史(大阪青山大学))
- ③2010-2013年：「ニッポン売春(ワリキリ)調査」⇒荻上チキ『彼女たちの売春(ワリキリ) 社会からの斥力、出会い系の引力』(扶桑社、2013)/ 荻上チキ・飯田泰之『夜の経済学』(扶桑社、2013)
- ④2011年：トランスジェンダーSWの性行動・意識に関する調査(SWASH)
- ⑤2013年：東京・埼玉・すすきの店舗型ヘルス店の「平均的」風俗嬢(SWASH)
- ⑥2023年：性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究(厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 エイズ対策政策研究 研究代表 塩野徳史(大阪青山大学))

→予算が少なく調査量も少ない

国内の個人売春のデータ： 「ニッポン売春（ワリキリ）調査」

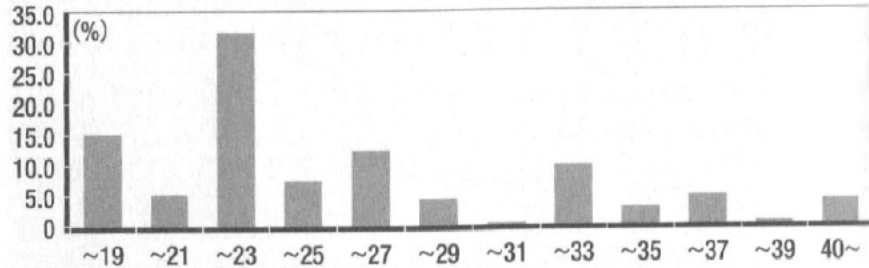
出典：荻上チキ『彼女たちの売春（ワリキリ） 社会からの斥力、出会い系の引力』（扶桑社、2013）/ 荻上チキ・飯田泰之『夜の経済学』（扶桑社、2013）

- 評論家・荻上チキと、エコノミスト・飯田泰之（明治大学教授）が、2010～2013年の4年間、計4回行った調査
- 大手出会い系サイトを用いてワリキリの価格・条件を調査
※ワリキリ：「お金で割り切った関係」の意で、売春の隠語
- 出会い系サイト利用者＋出会い喫茶を通じて約3000人の女性にアンケート調査。うち、毎年100人、計300人の女性に面接調査

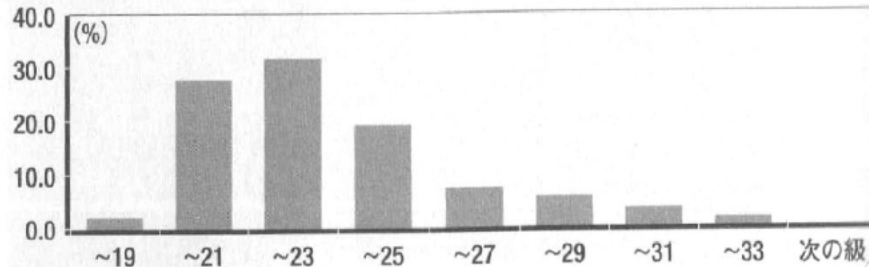
国内の個人売春のデータ： 「ニッポン売春（ワリキリ）調査」

図表3-1 ワリキリ嬢の年齢分布

■ワリキリ調査…… サンプル数:3056 平均:25.8歳 標準偏差:6.54



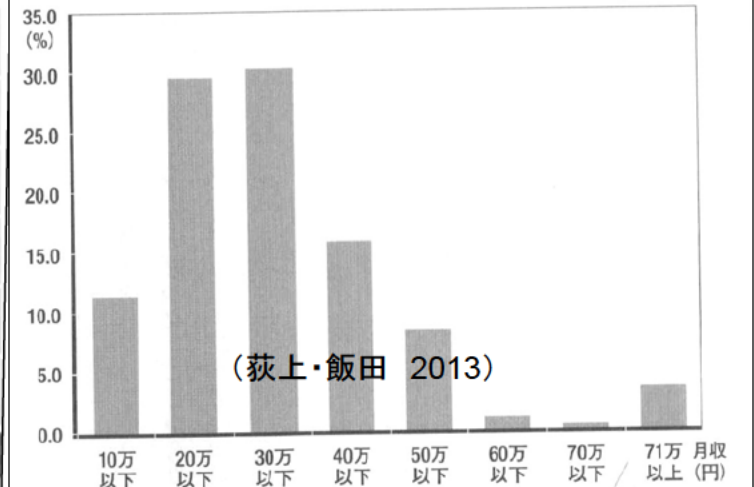
■100人調査…… サンプル数:300 平均:23.4歳 標準偏差:2.94



図表3-2 ワリキリ嬢の学歴

中卒	54人
高卒・中退	209人
短大卒・中退	4人
専門学校卒・中退	6人
大学在学中	3人
大卒・中退	24人
計	300人

図表3-4 ワリキリ嬢の月収分布



- 月収最値22～23歳 平均月収は20～30万が最も多い
- 高校進学率が8割を切る

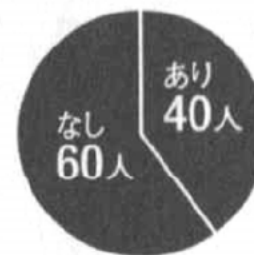
*2005年の人口全体高校進学率は96.5%

ワリキリを始めた理由(2013年)

ワリキリを始めた理由	
借金・返済	28人
生活苦	13人
携帯代	3人
親への仕送り	1人
親の入院代	2人
友達に誘われたから	23人
欲しいものがある	9人
養育費	15人
特になし	4人
N.D	2人
計	100人

初めてワリキリをした年齢	
16歳	2人
18歳	12人
19歳	7人
20歳	35人
21歳	21人
22歳	6人
23歳	9人
24歳	2人
25歳	4人
26歳	1人
28歳	1人
計	100人

■ 風俗勤務経験



【風俗ではなくワリキリを選ぶ理由】

- ・相手を自分で選べる
- ・店落ちがイヤ
- ・人との接触を避けたい
- ・管理されるのがイヤ
- ・風俗は怖い

・借金返済・生活苦が 4割

⇒ 貧困型売春 ※1 (⇔ 格差型売春 ※2)



ワリキリを始めた
平均年齢(女性)

21 歳

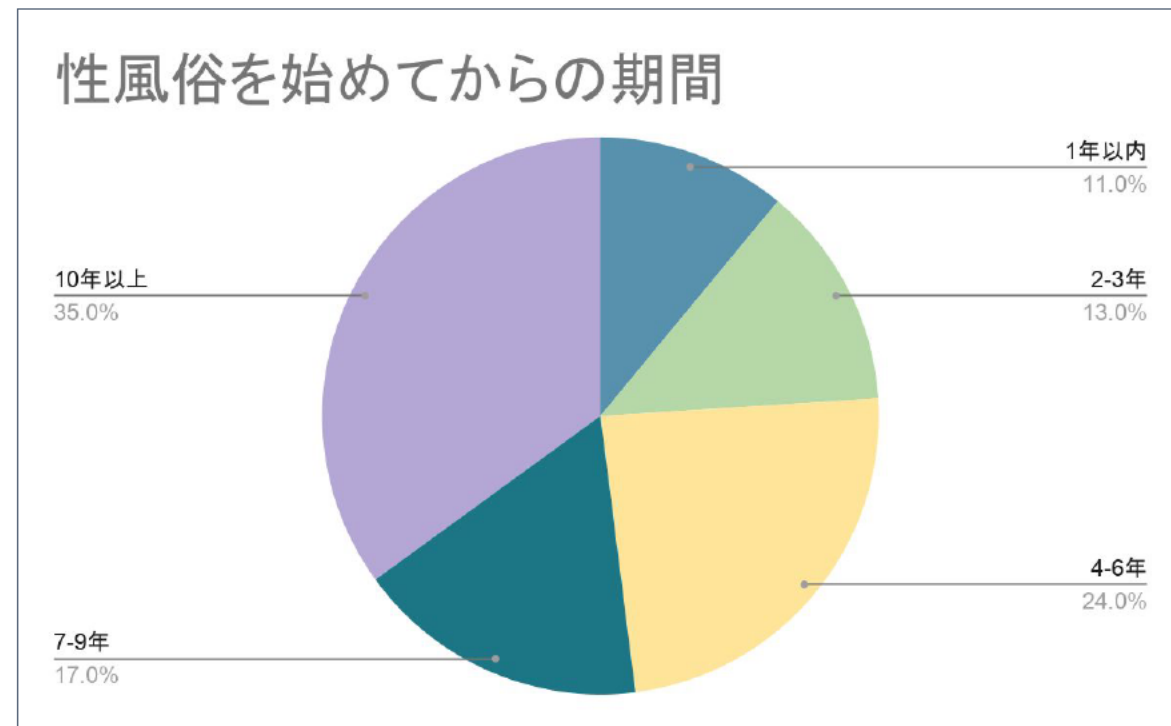
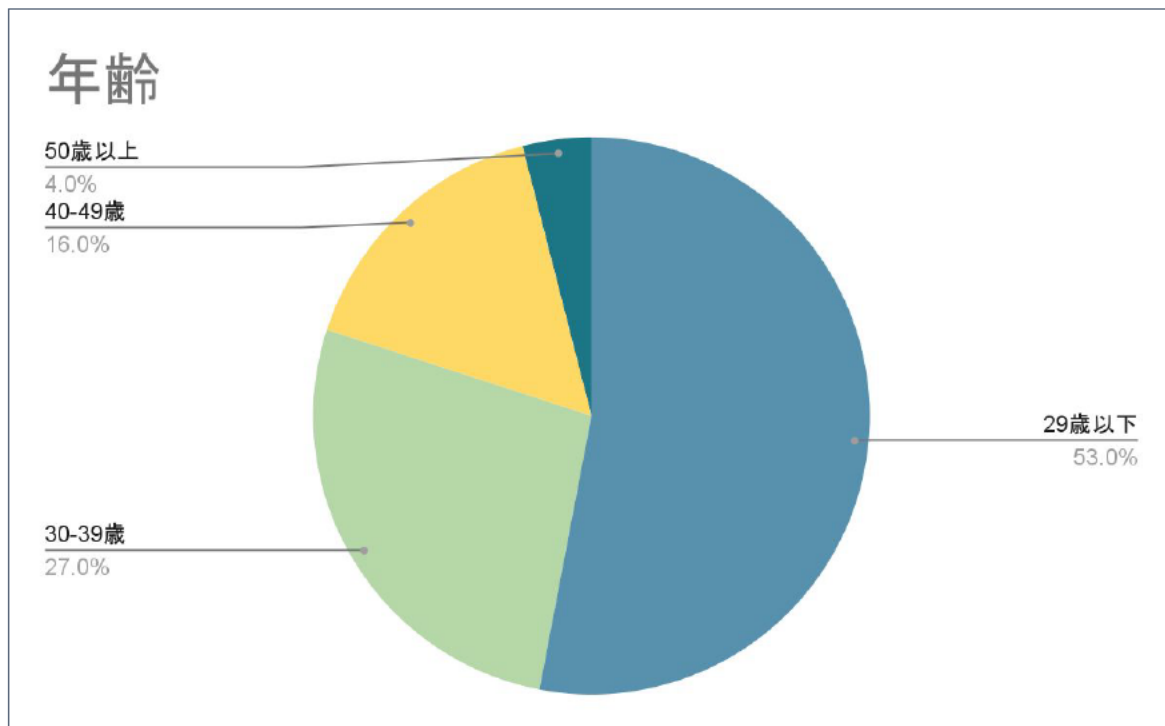
(荻上・飯田 2013)

※1 生活するだけの金・仕事がなく、場合によっては住居もないため、生存の手段として行われる売春(荻上 2013)

※2 生活するだけのお金・仕事はあるが、理想の生活とのギャップを埋めるため、収入増を目的に行われる売春。(荻上2013)

回答者の基本属性

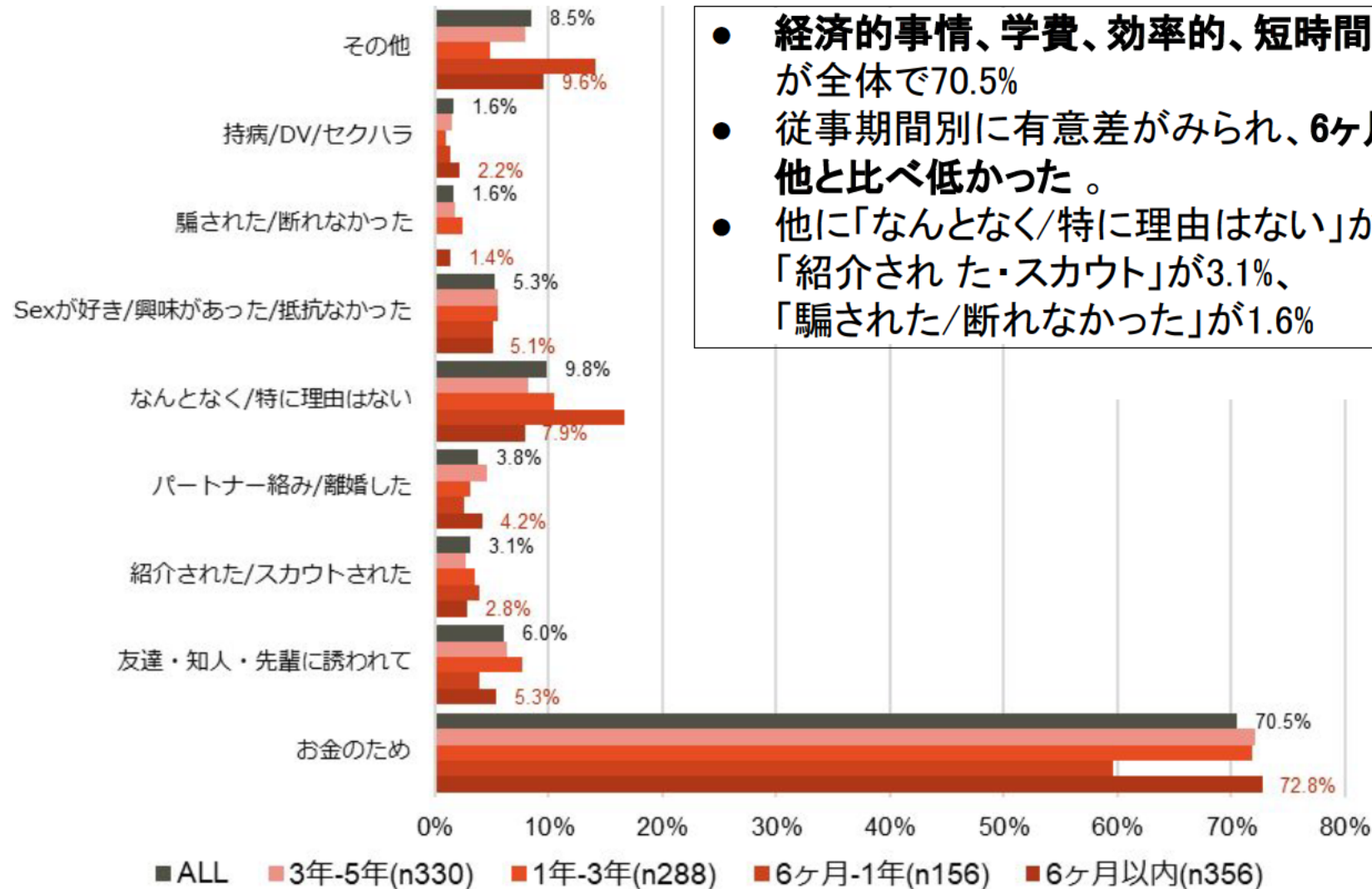
回答者数1130人、有効解答率65.9%



- 20代女性・家出中の若者だけの問題ではない
- 長く続けて働く人も少なくない

性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究(*自由記述を切片化して集計)
研究代表 塩野徳史(大阪青山大学)に付記

性風俗の仕事をはじめたきっかけ



- 経済的事情、学費、効率的、短時間で稼げるなど「お金のため」と回答した人が全体で70.5%
- 従事期間別に有意差がみられ、6ヶ月-1年の間で59.6%と他と比べ低かった。
- 他に「なんとなく/特に理由はない」が9.8%、「紹介された・スカウト」が3.1%、「騙された/断れなかった」が1.6%

性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究(*自由記述を切片化して集計)
研究代表 塩野徳史(大阪青山大学)に付記

東京・埼玉・すすきの店舗型ヘルス店の「平均的」風俗嬢

(2013年9月2日～6日+後日調査)

回収票数：194 / 現在集計数：150

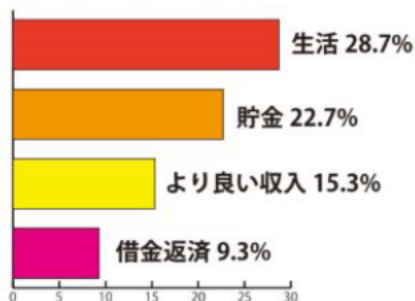
性別：女性のみ（性的指向については質問していない）

調査方法：記入式アンケート

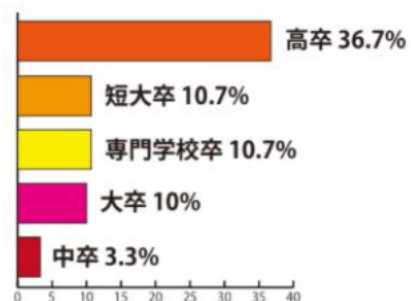
調査対象：東京埼玉7店舗、札幌14店舗の計21店舗

(※そのうち、人妻/熟女店が4店舗)

風俗で働く目的



最終学歴



子どもがいる
20.7%



シングルマザー
13.3%



●風俗で働いていると知っている周囲の人 2.0人

年齢
30.9歳

勤務状況

●勤続年数 3.9年 / 勤務店舗数 2.4店

●月勤務日数 13.3日 / 日勤時間 6.5時間 / 日接客数 4.2人



●月収34.1万円

30代前半男性平均月収：35.9万円(国税庁2012)

●風俗以外の月収14.3万円

最低賃金：全国平均764円 (8時間×25日=15万2800円)

●前職の月収19.1万円

30代前半女性平均月収：24.8万円(2012)

- 子供がいる：20%
- シングルマザー：13.3%

※シングルマザーの割合は各国調査でも常に高い(Cameron,2021)

生活・貯金・より良い年収⇒子供の塾代など、生活保護では支出が難しい費用へ充当も

シングルマザー誘因理由

ソープランド

女性スタッフ在籍	未経験者歓迎	託児所あり
衛生・性病対策	身だしなみ対策	休職手当(休職)

トクヨク/店舗型ヘルス

店から歩いて10分の距離にある託児所と提携、立地のいい保育園をわざわざ自分で探す必要はまったくありません。

通勤したあとにそのまま子どもを迎えに行けるだけでなく、個人で手続きするよりもずっとお得に利用できるのもメリット。面倒を見てもらっている間は目の前のお客様に集中できて、真心のこもったいいおもてなしで癒しを提供できるでしょう。

詳細を見る

デリヘル

どんな女の子でもライフスタイルに合わせて稼げるように、寮はもちろんのこと信頼できる託児所も利用できる待遇を整えました。

思い切って一人暮らしにチャレンジしてみたかったり、まだ幼い子どもがいるけど高収入を叶えたかったりと希望はいろいろ。新しいことに挑戦するなら頑張っているはずだからサポートはしっかり、指名を獲得するためのテクニックなどもきちんとレクチャーします。

詳細を見る

トクヨク/店舗型ヘルス

ひとりひとりのニーズにあわせてゆとりたっぷり癒してあげてほしいから、生理のときは無理して出勤しないでのんびりお休みしましょう。

売上ノルマが求められないなどの当たり前前の特遇はもちろん、託児所を完備するといったシングルマザーさんに寄り添ったサポートももちろん。まずはにこやかな笑顔で心がけたりフレンドリーに接客したり、シャイなお客様との心の距離を縮めることがさりげなく好感度をアップさせるコツです。

詳細を見る

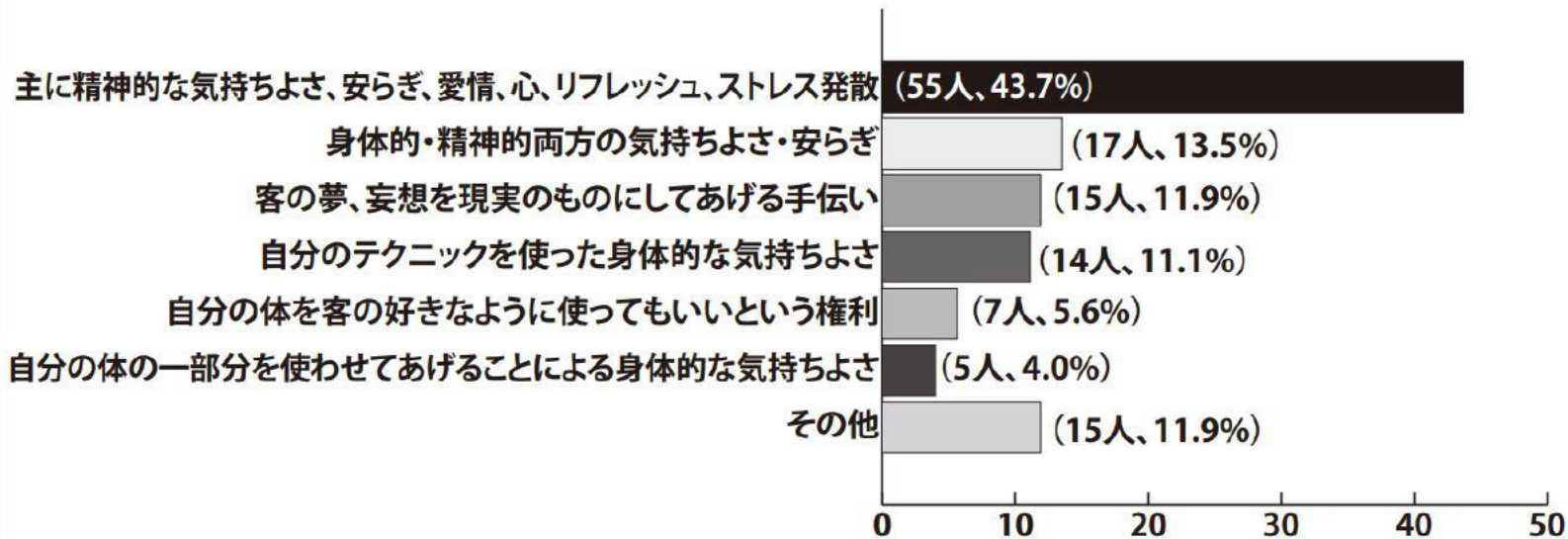
(CityHeaven、2025)

- ・多くの店で即日入居できる寮、時短勤務可能、日払いなどが可能
- ・託児所・提携保育園がある店も

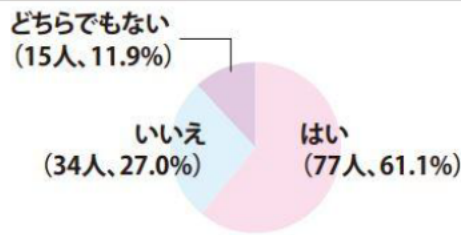
セックスワークと尊厳

セックスワーカーは仕事をどう捉えているか

質問 あなたは、この仕事で何を売っていると思いますか。

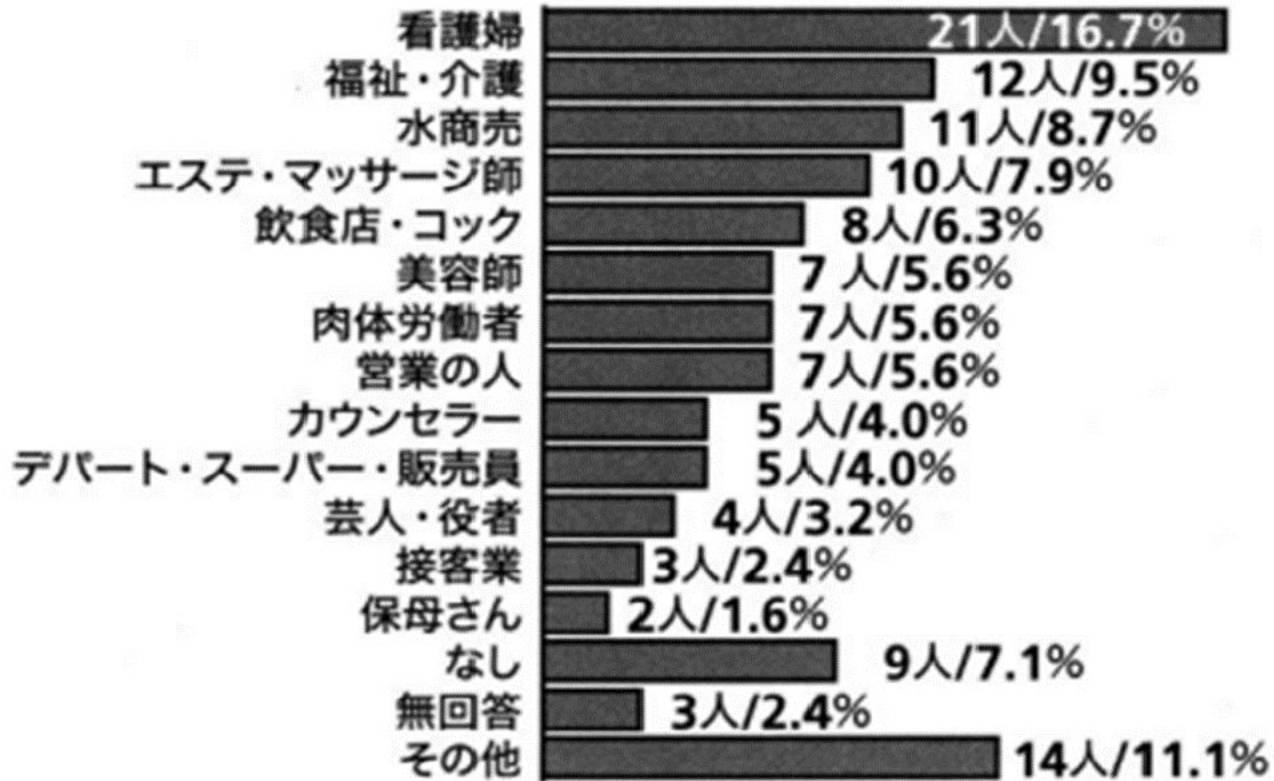


質問
今の仕事に誇りを持っていますか。
(126人中)



→性的サービス以外にも、様々な心理的なサービスを提供しているという意識

「今の仕事は他の職業に例えると何の職業ですか？」



回答者数=126人/126人中 [複数回答]

- 「お金によって自分の心身を好き勝手に使わせる」意識は見出しにくい
- ルールの下で、自身の判断で可能な選択・サービス提供を行っているという認識

質問

風俗嬢を見下したしゃべり方をするお客さんは
実際どのくらいいますか。(10人中何人?)

[1人未満] 53.2%、[~3人] 37.8%、[~10人] 8.1%

- ・高圧的な男性客は 1割未満という回答が 53.2%
- ・サービス提供者と利用者の一般的な範疇の関係性に収まる
- ・他業種のカスハラやパワハラと同様の対処が効果的か

まとめ：セックスワーカーの属性・動機

属性：個人売春：若年層が多い。貧困も

店舗：20代も多いが、30代以上が半分を占める

シングルマザーの率が高い（寮・託児所・時短勤務による吸引）

動機：経済的理由が圧倒的。絶対的貧困＜経済格差

「騙された・断れなかった」「DV」という回答は僅少

仕事：看護師・福祉介護などのケアワークに類似と認識する人が多数

「金銭により自分の心身を好き勝手に使わせる」という認識は僅少。

利用客に対して交渉力を保持。NGサービス設定

利用客をコントロールできている意識あり。

北欧三国での3年間調査（129人のSWをふくむ210人の関係者に聞き取り）において
人身取引や強制売春にあったと認識していたのは6%のみ。大多数は経済的動機。（Vuolajärvi, 2022）

SWASHの取り組み現場から見えること

育児や介護のためにセックスワークをしている場合

→他の仕事においても、セックスワークと同様に柔軟な勤務・休暇制度が求められる。

→「子どもに自由に習い事をさせたい」「帰宅後に十分な時間を共に過ごしたい」といった希望は、現行の生活保護をはじめとする日本の福祉制度では十分に保障されていない。

学費や資格取得など、将来の選択肢を広げるためにセックスワークをしている場合

→高額な学費(例:医学部)や長時間の学習を要する資格が、低賃金家庭にとってアクセスしにくい現行の制度に問題がある。この構造上の問題が存在する限りセックスワークを続ける人は一定数存在し続ける。

構造的要因

→福祉の不十分さに加え、非正規雇用や最低賃金の問題、さらにはケア労働がジェンダー不均衡に押し付けられている状況が改善されない限り、セックスワークを選択する人はなくなることはない。

搾取やグルーミングのような洗脳状態でセックスワークを強制されている人に対して福祉は必須である。

しかし、一般的な労働収入では不足する分を補うために兼業として行う人や、長時間労働の継続が困難である一方、目標達成や自立のために必要な収入を自ら確保したい人にとって、セックスワークは選択肢の一つとなっている事実を軽視してはならない。

他国の取り組みとその結果

1. インドネシア東ジャワ州マランの事例(犯罪化)
2. フランスの事例(犯罪化)
3. 犯罪化による公衆衛生上の懸念
4. ニュージーランドの事例(非犯罪化)

多くの調査が犯罪化は立法意図と逆の効果をもたらすと主張

Vuolajärvi 2022、Platt L他 2018、McGarry他 2021、Cameron 2021など

インドネシア東ジャワ州の事例 (犯罪化・2014)

マランで公式の売春施設が閉鎖・違法化

セックスワーカーの数は禁止法施行直後、公式・非公式共に減少したが、

施行後5年で以前の数に戻り、

かつ非公式形態が増加

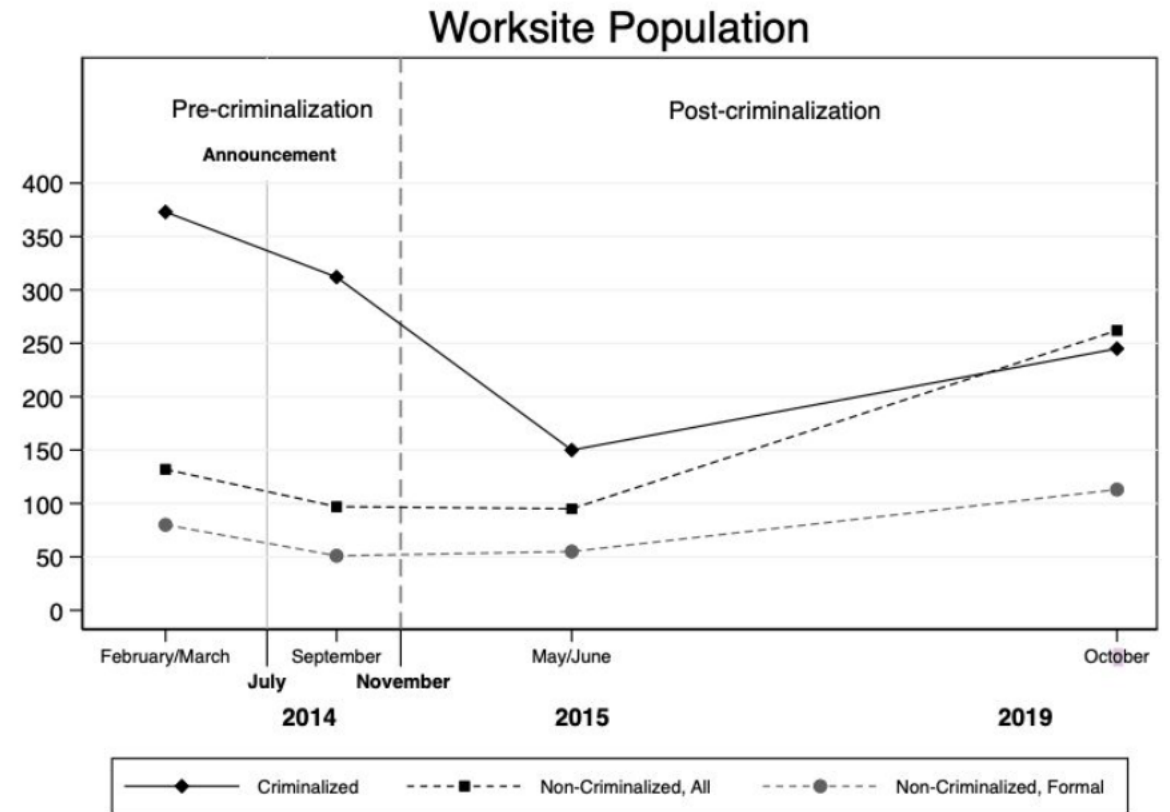


Figure III Impact of Criminalization on Sex Worker Population

(Cameron et al., 2020)

インドネシア東ジャワ州の事例 (犯罪化・2014)

②女性セックスワーカーの間で、性感染症の感染率は58%増加した

※推定原因:コンドーム使用率の低下

③非性産業従事者にも感染が広がる懸念

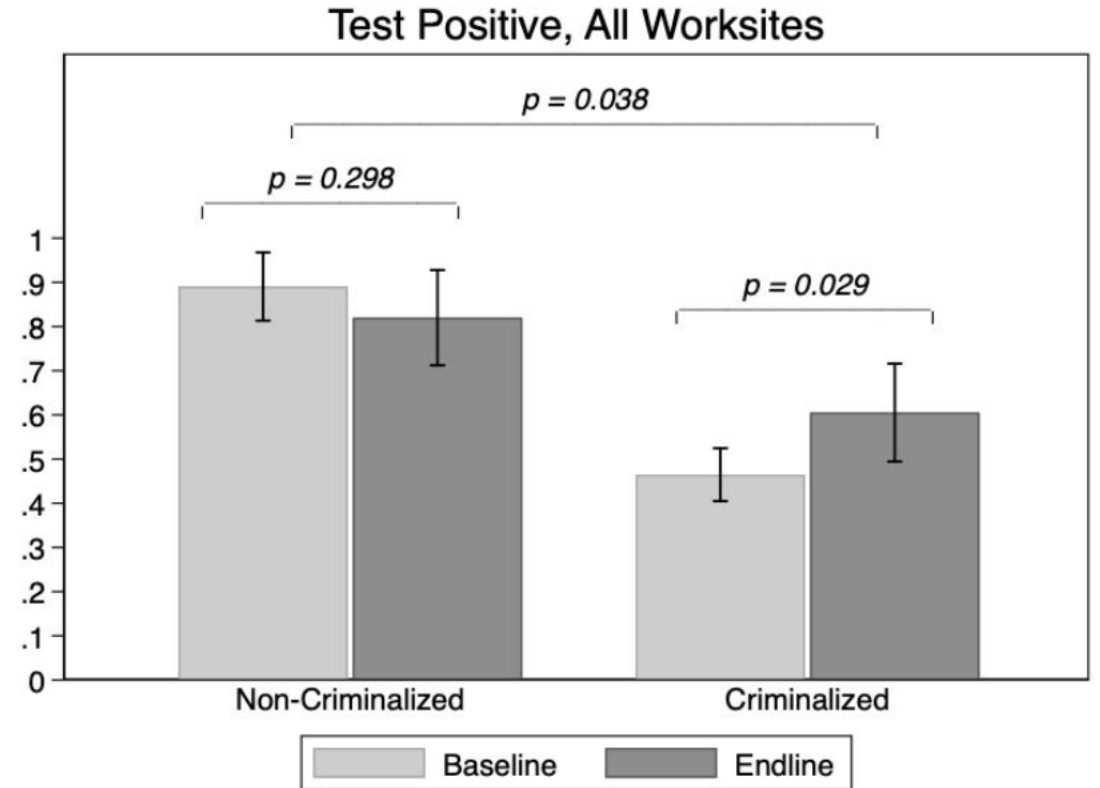


Figure V STI prevalence by Criminalization Status

フランス(犯罪化・2016)

調査報告書「セックスワーカーたちはフランスの買春処罰法についてどう考えているのか？」より

2016年成立のフランス買春処罰法の影響を数字で見る



2016年4月13日成立の法律がフランスの性労働者の健康、安全、生活状況に与えた影響を記録するため、12の団体が2年間にわたり、大規模な量的調査と質的調査を実施しました。



このペーパーのPDFファイルはこちら

報告書「セックスワーカーたちはフランスの買春処罰法についてどう考えているのか?」の全文はこちら
「WHAT DO SEX WORKERS THINK ABOUT THE FRENCH PROSTITUTION ACT?」



583人

583人の性労働者が、量的調査に協力した

大規模調査

70人

70人の性労働者が、質的インタビューを受けた



38人

38人の性労働者が、フォーカスグループに参加した

24団体

性労働者と一緒に活動する24団体に聞きとり

調査報告書「セックスワーカーたちはフランスの買春処罰法についてどう考えているのか？」より

2016年4月13日にフランスで買春処罰法が採択されて以降



88%

セックスワーカーの88%が客の犯罪化に反対している



63%

セックスワーカーの63%が生活環境の悪化を経験している

- ★この法律は、セックスワーカーが生計を維持するために、より孤立した場所やインターネットを介して働くことを強いている。
- ★セックスワーカーは、心身の健康に悪影響を及ぼすストレスの多い状況に、より頻繁に直面している。



78%

セックスワーカーの78%が収入の減少を経験している

- ★この法律は、多くのセックスワーカー、特にすでに経済的困難を抱えているセックスワーカー、特に路上で働く移民女性を貧困に陥れている。
- ★客数の減少とセックスワーカー間の競争の激化により、価格が下落している。



42%

セックスワーカーの42%が、法律導入以前よりも暴力に晒されている

- ★隠れて働くため、客との交渉は最小限に抑えられ、それによってセックスワーカーが客を判断し、選ぶ技量が低下している。
- ★セックスワーカーは、以前なら断っていたであろう客を、たとえ暴力にさらされる可能性が増しても受け入れるを得なくなっている。



38%

セックスワーカーの38%は、コンドームの使用を要求することがますます困難になっていると感じている

- ★客数の減少により、残っている客は、安全でない性行為について交渉する力が強くなっている。
- ★客との交渉に使える時間が減ったことで、セックスワーカーが条件を押し付けることが難しくなっている。



70%

セックスワーカーの70%は、警察と関係改善しておらず、悪化していると感じている

- ★地方自治体の条例や警察による身元確認により、セックスワーカーは依然として客よりも犯罪者として扱われたり、逮捕されたりすることが多い。
- ★警察への恐怖は、特に暴力の被害者にとって、法的保護を受ける上での障害となっている。



39%

セックスワーカーのうち、「離脱プログラム」の存在を知っているのはわずか39%で、存在を知っている人のうち、応募する予定があるのはわずか26%である

- ★回答者の大多数が活動内容を変えたいと希望しているものの、「離脱プログラム」はほとんどのセックスワーカーのニーズに対応していない。
- ★離脱プログラムの制限的な条件により、多くの人が応募できない。
- ★「離脱プログラム」の実施と応募者の選考基準における地域差が大きいため、セックスワーカーにとって地域的な不平等が生じている。

フランスの買春処罰モデルの国際的評価

首相の要請により法律が施行されてから2年後の状況の評価するために、利用客の刑罰化を含む法律(2016年施行)の評価がフランスで実施 (Gervais et al., 2019)。フランスの3つの主要な政府監察機関により合同で作成され、2019年12月にフランス内務省のウェブサイトで公表された。⇒極めて否定的な評価

- 法律を国全体でまとめて管理・運営する体制が不十分である。
- 売春が路上から私的な場所やインターネットに移り、以前よりも、その実態が見えづらくなっている。
- 未成年者による売春が深刻なレベルで増加している。
- セックスワークから抜け出すための支援制度(PSP)が、予算や体制の面で十分に機能していない。

フランスでのヒアリング調査

(SWASH・2024)

対象: 当事者団体「鋼の薔薇」「ジャスミン」医療団体「世界の医師団」のほか、欧州人権裁判所に260人以上のセックスワーカーと共に買春処罰の人権侵害を訴えた法律家

- 路上ではなく、ネットに移行する。不可視化されることでのリスク、偏見が増加した。余計に被害を人に言えなくなってしまった
- HIVの治療を経済的な困難と精神的な疲弊から続けられなくなった
- 社会的に信用ある良心的な利用者は来なくなる。残る利用者ほど、自棄的で社会への鬱憤をセックスワーカーへの虐待で晴らそうとする。そういう人たちが来るようになった
- セックスワーカーは処罰されないと言うけれど、悪いことをしていると思われる。私たちは客を逮捕させない為人目につかないところで交渉しなきゃならない。以前は人目があり、路上の仲間たちと危ない客の情報を共有出来たし、時間をかけて自分にとって安全な交渉ができたのに。お金が稼げないから悪いブローカーからも逃げられない
- 福祉だと生活できない。子どもや親の面倒もある

買春処罰モデルは

より弱い立場の人を追い詰める？

多くの調査で、買春処罰モデルが最も重い負担を与えるのは、**移民、経済的困難、社会的孤立** など、すでに脆弱な状況にあるセックスワーカーだと指摘・非犯罪化を推奨（Vuolajärvi 2022）、（Platt L他 2018）、（McGarry他 2021）

1. **セックスワーカーが利用客を選別しづらくなり、危険な客を避けにくくなる。**
→ 安全な場所や条件で働くための交渉の困難を招く
2. **警察の取締り強化が移民セックスワーカーの監視や強制送還に利用される。**
→ 移民のような特定のセックスワーカーは暴力被害に遭遇した時、セックスワークをやめたい時、警察などに相談できない状況が生まれやすい。さらに、そのようなセックスワーカーは福祉や医療へのアクセスからも遮断され、生活がより不安定になることが指摘

買春処罰モデルは

より弱い立場の人を追い詰める？

- ・ 買春処罰のような犯罪化は「セックスワークを減らし、そこでの暴力をなくす」のではなく、セックスワーカーをより危険で支援が届きにくい環境へ追いやり、根本的な問題に蓋をする という逆効果があることを、各国の調査研究が指摘
- ・ **日本であれば、海外出稼ぎの増加が懸念**
コロナ禍が終息しAV新法成立した後「近年オーストラリアで入国拒否された半分以上が日本国籍である。日本では何が起きているのか？」と、政策提言にも関わっているセックスワーカー権利擁護団体スカレットアライアンスから問合せ。SWASHは今後研究者らと協働して調査の検討。

公衆衛生上の懸念

犯罪化で最大の懸念点: 性感染症の増加 (Unaid.org, 2017)

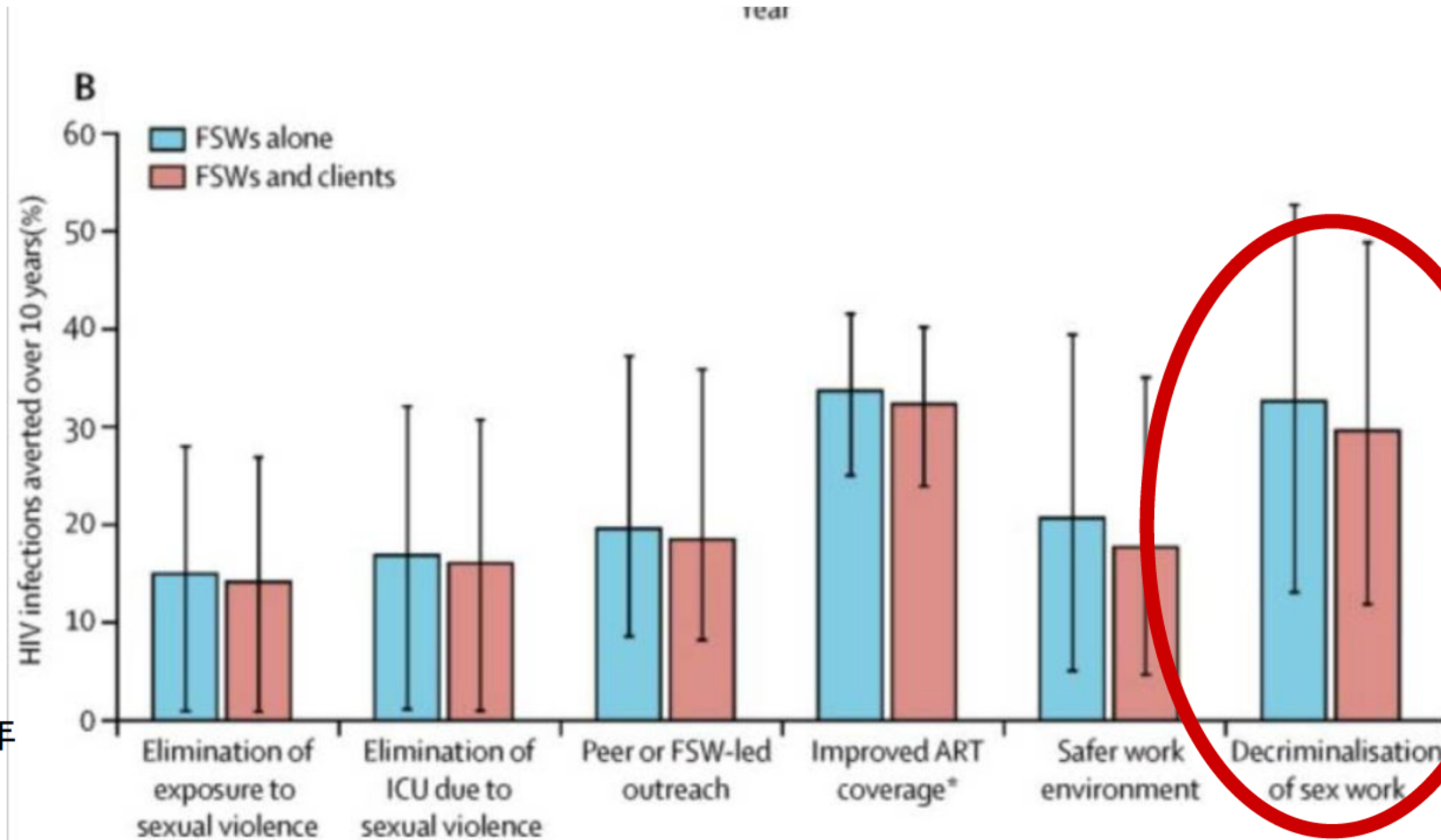
セックスワーカーは犯罪化や暴力、差別などの人権侵害に直面しており、これがHIV感染リスクを高めている。こうした状況の背景には、(買春処罰を含む)売買春の規制が予防や医療サービスの利用を妨げ、感染リスクをさらに高めている事実がある。また、非犯罪化が達成されている場合でも、セックスワーカーの法的保護が十分確保される必要がある。

- ・ 犯罪化したインドネシア・フランスで、コンドームの使用率が低下
インドネシアでは性感染症の増加が確認。フランスも危険大
→日本ではどうなる？
- ・ コロナ禍において「夜の店」がホットスポットとして報道されたことにより、性風俗店の利用者は減少→犯罪化に類似的状況が出現。

非犯罪化がHIV等のSTIのリスクを低減

「各介入による HIV感染回避割合(10年間・シミュレーション)」

回避されるHIV感染の割合% / 10年間



(Shannon et al., 2015)

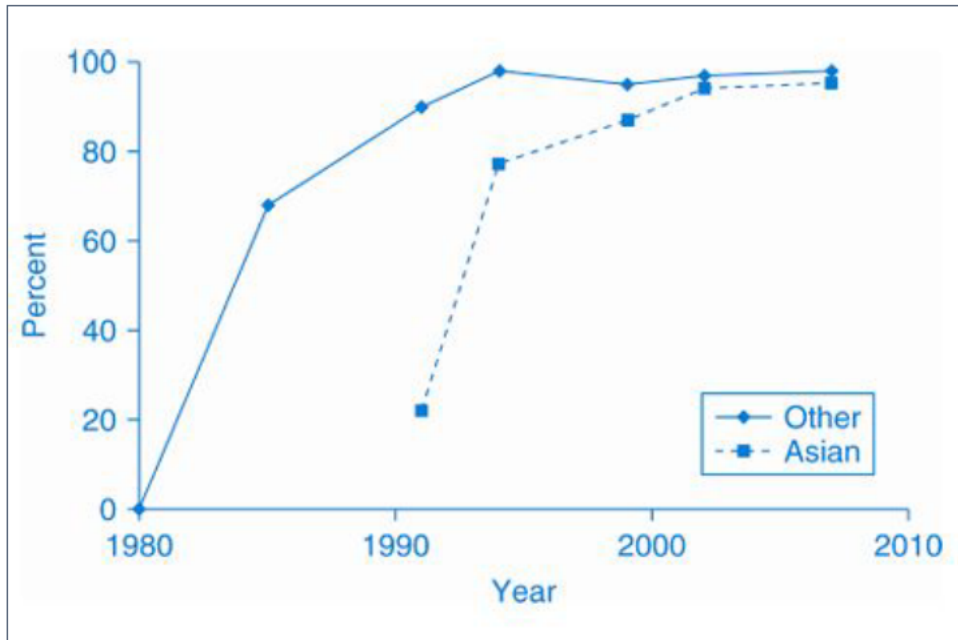
非犯罪化がHIV感染に与える影響を、数理モデルによるシミュレーションで推定。

非犯罪化が実現したと仮定し、暴力や警察による嫌がらせの減少、安全な労働環境の向上、コンドーム使用の増加といった変化をモデル内で反映させ、将来の感染者数を予測した。

その結果非犯罪化で今後10年間で約33~46%のHIV感染を防げる可能性が示された。

セックスワークの非犯罪化

非犯罪化後のコンドーム使用率の増加

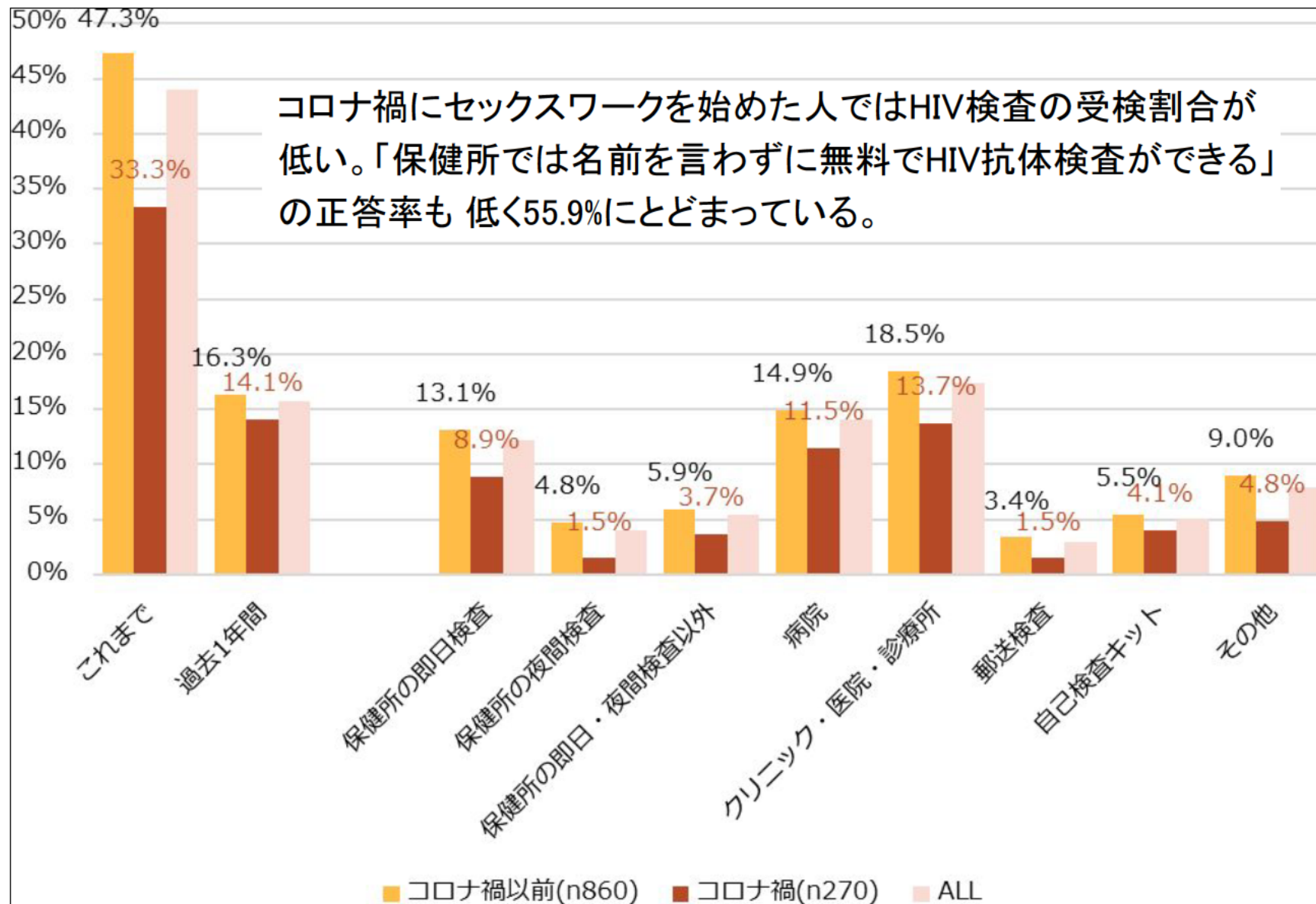


- ニューサウスウェールズ州 (NSW) は1995年にセックスワークを非犯罪化。店舗の職場基準の公表や、ピア教育者の正式な研修をコミュニティ教育のディプロマ取得に向けて認定するなど、他の政策分野においても世界的なリーダーとなった
- HIV/AIDS対策として、当時の連邦保健大臣の直接介入により、1985年以降セックスワーカーの性感染症の検査・相談に対して公的医療保険が払い戻しを開始
- HIV検査も無料で提供されるようになった

Figure 1. The proportions of Asian and non-Asian brothel-based sex workers in Sydney NSW that reported condom use for vaginal or anal sex with all clients, 1980–2007.

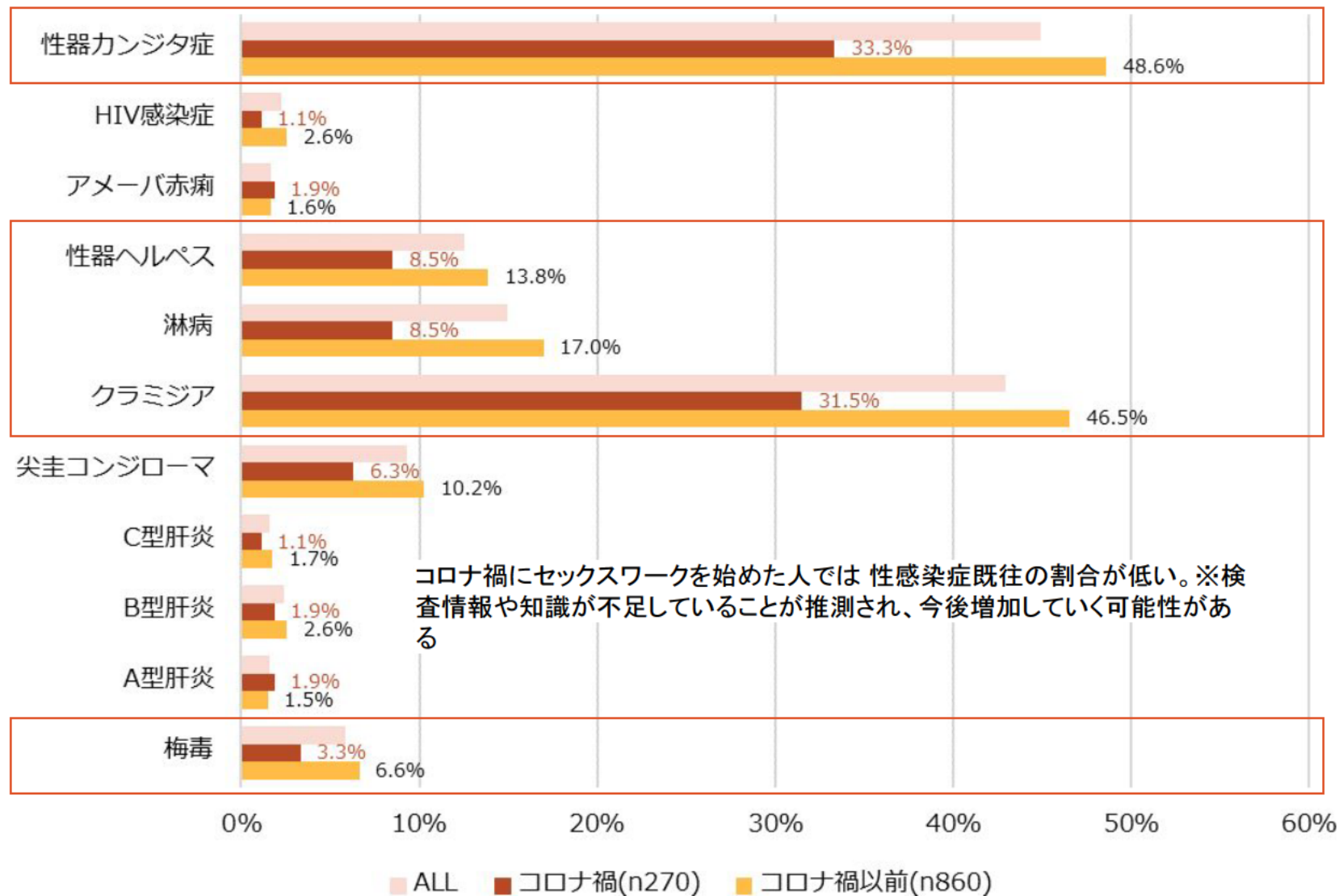
図1. シドニー(ニューサウスウェールズ州)におけるアジア系および非アジア系風俗店で働くセックスワーカーが、1980年から2007年の間にすべての利用客との膣性交または肛門性交でコンドームを使用している報告した割合。

(Donovan et al., 2010)



性産業従事者・事業者等に対する HIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究 (*自由記述を切片化して集計)
 研究代表 塩野徳史(大阪青山大学)

セックスワーク開始時期と性感染症の既往歴



性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究(*自由記述を切片化して集計)
研究代表 塩野徳史(大阪青山大学)

- 日本でも、コロナ禍で「感染の温床」という偏見が増え、客足が遠退きリスクの高い行為の要求が増加した
- 買春処罰法による利用客の減少は、同様の事態を招く危険性がある
- 収入の減少も、検査や治療からワーカーを遠ざけることにつながる可能性

どうすればよいか：SWASHの取り組みから

20年以上、性感染症予防のための店舗や路上でのアウトリーチ活動

- 正しい情報や知識の普及には**当事者の不可視化が最大の問題**
- HIV含む性感染症の取組は「**検査**」「**予防**」「**コンドーム着用**」など**合わせて取り組む必要がある**
- 警察・福祉側からのセックスワーカーへのスティグマ対策は必須

SWASHの取組

店舗での安全な働き方講習、保健師や医療従事者、女性支援施設への相談対応研修、路上で働く人々に、保健所での検査案内とHIVと梅毒の郵送検査キット無料配布

ニュージーランド(非犯罪化)

TABLE 2. Estimations of sex workers in Christchurch in May 1999 and February 2006

	Total workers	Private workers N (% of total workers)	Street workers N (% of total workers)	Managed workers N (% of total workers)
Christchurch Feb 2006	392	90 (23)	100 (26)	202 (51)
Christchurch May 1999	375	36 (10)	106 (28)	233 (62)

Table 2.1 Estimation of numbers of sex workers in five areas of New Zealand in February/March 2006

	Total workers	Private workers	Street workers	Managed workers
Auckland	1513	551	106*	856
Christchurch	392	90	100	202
Wellington	377	140	47	190
Hawkes Bay	74	42	0	32
Nelson	40	27	0	13
TOTAL	2396	850	253	1293

* Estimation of Auckland street-based workers is likely to be an underestimation.

非犯罪化後も
セックスワーカーは増加していない

Table 2.3 Re-estimation of numbers of sex workers in five areas of New Zealand in June-October 2007

	Total workers	Private workers	Street workers	Managed workers
Auckland	1451	476	230	745
Christchurch	402	89	121	192
Wellington	389	121	44	224
Hawkes Bay	65	28	0	37
Nelson	25	17	0	8
TOTAL	2332	731	395	1206

非犯罪化政策の評価

- ・非犯罪化はセックスワーカーを増加させない
- ・セックスワーカーの90%以上が、雇用、法、健康および安全に関する権利の増加したと認識
- ・ベルギーでは、セックスワーカーが労働権を獲得し、年金、産休、利用客を拒否する権利など搾取と戦うための労働者としての立場を強化。

(Dias, 2024)

必要な支援とは？

NZ・アイルランドのセックスワーカー当事者団体協力による調査からみる
政策提言 (Armstrong, 2024)

NZ(非犯罪化)、スコットランド、アイルランド共和国(買春処罰化)における売春法の労働者に対するスティグマや差別への影響について、2020-2022年に実施された70名のワーカーへのインタビュー調査結果から行われた提言

1. セックスワーカーを労働法や人権法の枠組みで扱うこと

※性産業における安全性(暴力・搾取のリスク回避する)を高める唯一の道とも

2. 差別禁止法の強化

職業に基づいた差別を法的に禁じ、住宅、医療、銀行サービスへのアクセスを保障すること

3. 当事者の参画 : 政策決定プロセスに、実際のセックスワーカーの声を反映させること

非犯罪化を支持する国際的団体

国際人権団体

アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ

国連機関

世界保健機関(WHO)、国連人口基金(UNFPA)、国連開発計画(UNDP)、国際労働機関(ILO)、国連エイズ(UNAIDS)

その他

国際家族計画連盟(IPPF)、国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス協会(International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)

国際セックスワーク団体ネットワーク(NSWP)

成人間の合意に基づくセックスワークの非犯罪化を支持し買春処罰の導入を問題視

参考資料

- セックスワーカーの人権保護に関する調査研究・ステートメント

共有元: Scotland For Dcime <https://share.google/yuT9e7l33IKD3nyKM>

(翻訳・解説: 青山薫 神戸大学 大学院国際文化科学研究科 グローバル文化専攻 教授 戸谷知尋 ロンドン大学東洋アフリカ研究学院人類学 PhD Candidate)

- The experiences of people who sell or exchange sex and their interaction with support services: lived experience engagement. (2022)

<https://www.gov.scot/publications/lived-experience-engagement-experiences-people-sell-exchange-sex-interaction-support-services/pages/14/>

スコットランド政府の「女性および少女に対する暴力対策司法ユニット」が、研究者に委託して行った調査。売春者を対象とした数的・質的実証調査から、買春男性の需要に効果的に対処する(処罰や犯罪化でない)スコットランド独自のモデルを策定する目的。女性が直面する偏見や犯罪化を軽減し、サービスや支援へのアクセスを改善することもめざす。

- A Review of the Criminalisation of the Payment for Sexual Services in Northern Ireland.(2019)

<https://www.justice-ni.gov.uk/sites/default/files/publications/justice/report-criminalisation-paying-for-sex.pdf>

北アイルランド法務省が研究者に委託した調査の報告書(注意:法務省の見解そのものではない)。2008年に「性を買うこと」を犯罪化した法律とその後の関連して改正された人身取引関連法などの影響についての数的・質的評価。SWに対する調査だけでなく広告や客についても調査し、専門家意見も聴きとっている。北アイルランドでは、買春処罰法施行前のデータがあり、ある程度の比較が可能(スウェーデンには無し)。報告書の結論:犯罪化に売春の供給・需要を減少させる証拠はない。むしろ施行後供給は増加(もともと少ない街娼と男性売春のみ減少)。セックスワーカーに対する暴力や虐待の増加は予想ほどではない。ただし、不払いや嫌がらせを含む反社会的行動や迷惑行為は増加。結果的に、仕事環境はより不安定で危険に。人身取引を減少させる証拠はない。

- Politics without principle: Potential borders and the ethics of anti-trafficking online. (2024)

https://www.researchgate.net/publication/384842506_Politics_without_principle_Potential_borders_and_the_ethics_of_anti-trafficking_online 人身取引対策がイデオロギーに終始していることを批判するイギリスの研究者による論文。

- 【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針に関して

https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html

アムネスティインターナショナルのSW犯罪化に反対する政策ステートメント。SWに対する人権アプローチを採用。SWに対する深刻な人権侵害の理由と、SWの安全、尊厳、司法へのアクセスを改善する上で非犯罪化が重要視される理由を解説。人身取引対策に関する懸念についても触れる。

Nordic model now! <https://nordicmodelnow.org/2019/06/15/statement-on-the-recent-jailing-of-women-in-ireland-for-brothel-keeping/>

買春処罰賛成派の団体だが、「北欧モデル」式の法律を可決するだけでは売春女性の支援にならないこと——需要の減少→売春からの脱却を達するには、警察、検察、司法関係者への研修、教育、売春に関わる女性のための質の高いサービス網への投資など包括的な措置が不可欠で、現行の「北欧モデル」ではこれらすべてが整備されていない問題を指摘

- Associations between sex work laws and sex workers' health: A systematic review and meta-analysis of quantitative and qualitative studies. (2018)
<https://journals.plos.org/plosmedicine/article?id=10.1371/journal.pmed.1002680>
 イギリス含むヨーロッパのセックスワーク研究者が協力し、1990年1月1日から2018年5月9日までの間に英語で発表されたSWと立法、警察、健康に関連する数的・質的調査を網羅し全体像を明らかにした論文。犯罪化や警察による取り締まりはSWの安全や健康に深刻な悪影響を及ぼしている(暴力被害、HIV/性感染症のリスク、コンドーム不使用の性行為を増加させる)。逮捕や嫌がらせの恐れからセックスワーカーが孤立し、支援ネットワークや医療サービスへのアクセスが妨げられる。とくにトランスジェンダーや移民などの弱い立場の人々の不平等がさらに拡大する。一方、非犯罪化された環境では交渉力や司法アクセスの向上が示唆されている。
- Sex Worker Lives Under the Law: a community engaged study of access of health and justice in Ireland. (2020)
<https://www.hivireland.ie/policy-news-and-media/research/sex-worker-lives-under-the-law/>
 1980年代からHIV予防啓発活動を行っているアイルランドの老舗NGO「HIVアイルランド」の研究報告書。2017年の性犯罪法の影響をSWに対するフォーカスグループインタビューなどによって調査。現行「性購入者規制法」は、SWが自身の安全を確保し、健康や福祉を増進する力に悪影響を及ぼしていると示唆。同様の法が施行されている他国の証拠とも一致している、とも。
- Ulla Bjørndahl Oslo. (2012). Dangerous liaisons: A report on the violence women in prostitution in Oslo are exposed to. Ministry of Justice and Public Safety.
<https://humboldt1982.files.wordpress.com/2012/12/dangerous-liaisons.pdf>
 ノルウェー法務公共安全省の委託研究。2007～2012年の間に首都オスロで売春に従事する女性が経験した暴力に関する調査結果に基づく(2010/11年の支援サービス職員対象に聞き取りも含む)。買春犯罪化(2009年)が女性の暴力への脆弱性を高める可能性があるとの懸念あるも、明確な結論を出すことは困難。ただし、暴力の報告は増加。法律、経済、政治、警察活動、移民パターンなどの要因が女性の労働条件に複合的に影響し、売春に従事する女性が依然として非常に脆弱であることは明らか。
- Facts about sex work <https://prostitutescollective.net/facts-about-sex-work-sheet/>
 もっとも歴史の古い「イギリス売春婦協同組合」のウェブサイト。イギリスにおける売買春の実態とともに「北欧モデル」について述べる。客の犯罪化は、SWを暴力の危険にさらすだけで需要も人身取引も減少させていない。アイルランドでは客の犯罪化後にセックスワーカーに対する暴力犯罪が92%増加した、ほかでもSWに対する暴力とスティグマを悪化させた、と指摘。客を犯罪化した北欧諸国で、SWは依然として警察の主な取り締まり対象となっている。フランスでは、買春犯罪以降SWの63%が生活環境の悪化、孤立感の増大、ストレスの増大を経験、42%が暴力(性的暴力、窃盗、武装強盗)にさらされる機会が増え、38%がコンドームの使用を要求することがますます困難になった。「女性の人身売買に反対するグローバル・アライアンス」の報告では、買春が犯罪化されている国々において人身売買は減少していない。一方非犯罪化されたニュージーランドでは、SWの90%以上が、雇用、法、健康および安全に関する権利の増加を報告。64.8%が客を断りやすくなったと感じ、70%が暴力事件を警察に通報しやすくなったと報告。ベルギーでは、SWが年金、産休、客を断る権利を含む労働権を獲得し、職場での搾取と闘うための労働者の立場を強化した。大多数の人々は売春法の改革を支持し、客の刑事罰化に反対している。

- Niina Vuolajärvi, Criminalising the Sex Buyer: Experiences from the Nordic Region. (2022)

<https://www.lse.ac.uk/women-peace-security/assets/documents/2022/W922-0152-WPS-Policy-Paper-6-singles.pdf>

イギリスと北欧のSW調査で名高い社会学者 Niina Vuolajärvi による政策提言調査報告書。北欧三国で3年間調査。129人のSWをふくむ210人の関係者に聞き取り。商業的性行為を性搾取と同一視するイデオロギー的な議論と、性労働者や性取引に関わる人々が実際に経験する現実との間にある矛盾を指摘。聞き取り相手で人身取引や強制売春にあったと認識していたのは6%のみ。大多数は経済的動機。商業的性行為を非公式な労働の一形態として理解する必要がある。性売買犯罪化は、SWの安全性を低下させ、搾取や暴力のリスクを増加させる。顧客との交渉を困難にし、より危険な状況に追いやる。移民政策や第三者に対する規制が与える影響についてもより深い理解が必要。

- The Criminalization of Sex Work: Women and Girls of Color.

<https://survivorsagainstsesta.files.wordpress.com/2018/06/leave-behind-black-women-and-girls1.pdf>

アメリカの「オンライン人身取引対処法」(2017)に反対するSWネットワークによる、有色人種の女性やトランスジェンダーへの性産業犯罪化とその影響についてのステートメント。有色人種の女性、特に黒人女性や少女が犯罪化による悪影響を受けている。売春関連犯罪で逮捕された人の33%が黒人。売春関連犯罪で逮捕された未成年者の62%が黒人(黒人は米国人人口の13.2%)。アトランタでは、有色人種のトランス女性の80%が過去1年以内に警察に接触され、そのうち46%が警察に性労働者とみなされた。ニューヨーク州では、2012~2015年の間に売春目的の徘徊で逮捕された人の85%が黒人またはヒスパニック系。性売買の犯罪化は、暴力、STIやHIVの感染率の増加、搾取を助長し、逮捕記録が一生続く影響を及ぼす。

- Sex Work is a Disability Issue. So Why Doesn't the Disability Community Recognize That? (2019)

<https://rootedinrights.org/sex-work-is-a-disability-issue-so-why-doesnt-the-disability-community-recognize-that/>

障害に関する弁護士・ライター・活動家が障害者権利擁護団体サイトに書いた記事。アメリカについて、SWが障害と深く関係しているにもかかわらず、障害者コミュニティで十分に認識されていないことを批判的に論ずる。多くの障害者が経済的・制度的理由でSW従事。障害年金の制限や就労の困難により、正規の仕事では生活が成り立たずSWが現実的な選択肢に。SW自体が本質的に危険なのではなく、法的保護の欠如や警察・社会からの抑圧が暴力やトラウマを引き起こし、それが障害につながる。複合的な差別(障害+人種・性別・トランスなど)が影響を悪化させる。選択肢がさらに限られ、より不安定で危険な状況に置かれやすい

- Sex workers left penniless and pushed into homelessness due to coronavirus.(2020)

<https://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/coronavirus-sex-work-prostitution-homeless-a9432846.html>

コロナ渦でSWの犯罪化が悪影響を及ぼしたことを伝えるIndependent新聞記事。最後に、2019年に「英国内務省が発表した英国の性産業に関する過去最大規模の調査によると、緊縮財政が女性を売春へと追いやっており、この産業の犯罪化が彼女たちを危険にさらしていることが明らかになった」とあることが重要。

- Keeping sex workers safe.(2015)

[https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(15\)61460-X/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(15)61460-X/fulltext)

世界的に著名な医学雑誌『The Lancet』が掲載した、売買春の非犯罪化を提唱する記事。セックスワークの非犯罪化がHIV感染率を今後10年で33~46%減少させるとの研究結果。アムネスティのステートメント支持を表明

出典

SWASH. (2018). *セックスワーク・スタディーズ: 当事者視点で考える性と労働*. 日本評論社.

風俗嬢意識調査: 126人の職業意識. (2005). . ポット出版.

アムネスティ日本 AMNESTY. (2016). 【Q&A】セックスワーカーの人権を擁護する方針に関して. https://www.amnesty.or.jp/news/2016/0526_6062.html

彼女たちの売春(ワリキリ): 社会からの斥力, 出会い系の引力. (2012). . 扶桑社.

塩野徳史. (2024). *性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究*. 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業.

Armstrong, L. (2024). “In an ideal world, it would be fully decriminalised”: Stigma, discrimination, and sex work laws in Scotland, Aotearoa New Zealand, and the Republic of Ireland. (Version 2). Open Access Te Herenga Waka–Victoria University of Wellington. <https://doi.org/10.25455/wgtn.26778190>

Bjørndahl, U. (2012). *Dangerous liaisons A report on the violence women in prostitution in Oslo are exposed to*. Wordpress. <https://humboldt1982.wordpress.com/wp-content/uploads/2012/12/dangerous-liaisons.pdf>

Cameron, L., Seager, J., & Shah, M. (2020a). *Crimes against Morality: Unintended Consequences of Criminalizing Sex Work*. <https://doi.org/10.3386/w27846>

- Cameron, L., Seager, J., & Shah, M. (2020b). *Crimes against Morality: Unintended Consequences of Criminalizing Sex Work*. <https://doi.org/10.3386/w27846>
- Dias, D. (2024a). *Belgium gives sex workers the same employment rights as other workers in world-first law*. CBS News. <https://www.cbsnews.com/news/belgium-sex-workers-rights-health-insurance-maternity-leave/>
- Mendel, J., & Sharapov, K. (2024). Politics without principle: Potential borders and the ethics of anti-trafficking online. *Environment and Planning C: Politics and Space*, 43(3), 486–503. <https://doi.org/10.1177/23996544241288682>
- Nordic Model Now!. (2019, June 15). *Statement on the recent jailing of women in Ireland for brothel-keeping*. <https://nordicmodelnow.org/2019/06/15/statement-on-the-recent-jailing-of-women-in-ireland-for-brothel-keeping/>
- Operation Inglenook*. Scarlet Alliance. (2025, October 1). <https://scarletalliance.org.au/operation-inglenook/>
- Oppenheim, M. (2020, March 31). *Sex workers left penniless and pushed into homelessness due to coronavirus*. The Independent. <https://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/coronavirus-sex-work-prostitution-homeless-a9432846.html>
- Platt, L., Grenfell, P., Meiksin, R., Elmes, J., Sherman, S. G., Sanders, T., Mwangi, P., & Crago, A.-L. (2018). Associations between sex work laws and Sex Workers' Health: A systematic review and meta-analysis of quantitative and qualitative studies. *PLOS Medicine*, 15(12). <https://doi.org/10.1371/journal.pmed.1002680>
- Scotland for Decrim. (2025, October 18). *Home*. <https://scotlandfordecrim.org/>
- The Scottish Government. (2022, August 5). *The experiences of people who sell or exchange sex and their interaction with support services: Lived experience engagement*. Scottish Government. <https://www.gov.scot/publications/lived-experience-engagement-experiences-people-sell-exchange-sex-interaction-support-services/pages/14/>

Shannon, K., Strathdee, S. A., Goldenberg, S. M., Duff, P., Mwangi, P., Rusakova, M., Reza-Paul, S., Lau, J., Deering, K., Pickles, M. R., & Boily, M.-C. (2015, January 3). *Global Epidemiology of HIV among female sex workers: Influence of structural determinants*. *Lancet* (London, England).

<https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC4297548/#F4>

Survivors Against SESTA. (n.d.). *The criminalization of sex work: Women and girls of color*.

<https://survivorsagainstsesta.org/wp-content/uploads/2018/06/leave-behind-black-women-and-girls1.pdf>

Tastrom, K., AboutKatie TastromKatie Tastrom is a disability lawyer, About, Katie Tastrom is a disability lawyer, & says:, W. (2019, June 15). *Sex work is a disability issue. so why doesn't the disability community recognize that?*Rooted in Rights.

<https://rootedinrights.org/sex-work-is-a-disability-issue-so-why-doesnt-the-disability-community-recognize-that/>

Unaid.org. (2017, June 2). *Protecting the rights of sex workers*. UNAIDS.

https://www.unaids.org/en/resources/presscentre/featurestories/2017/june/20170602_sexwork

Vuolajärvi, N. (2022). *Criminalising the sex buyer: Experiences from the Nordic Region 1*. Center for Women, Peace + Security.

<https://www.lse.ac.uk/women-peace-security/assets/documents/2022/W922-0152-WPS-Policy-Paper-6-singles.pdf>